

## 敦賀市家族介護継続介護用品支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護高齢者等に介護用品を支給することにより、要介護高齢者等の日常生活の快適化及び家族介護者の身体的、経済的負担の軽減を図り、在宅介護の継続の支援を目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の支給対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する介護保険被保険者であって在宅でおむつの使用が必要と認められるものとする。

(1) 介護保険法に規定する要介護認定を受けた者で、その要介護状態区分が要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5のいずれかに該当し、かつ要介護認定調査票もしくは主治医意見書等において、「排尿」又は「排便」の項目で「介助」又は「見守り」等に該当すると認められ、おむつが必要である旨の記載があるもの、又はおむつが必要と認められるもの。

(2) 市長が要介護認定相当と判断する者のうち、市長がこの事業の利用を必要と認める者

2 前項の要介護度の判定は、4月1日を基準日とする。ただし、基準日以降に更新認定がある場合は、随時更新後の要介護度を適用し、又新規申請者は、申請日における要介護度を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者とししないものとする。

(1) 敦賀市の介護保険被保険者でない者

(2) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等の介護保険施設等に入所又は入居している者

(3) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム等に入所している者

(4) 生活保護法に規定する同種の給付を受けるようになった者

(5) 医療法に規定する、病院又は診療所に入院している者

(6) 市民税課税である者

(7) 介護保険料を滞納している者

(8) その他市長が支給することが適当でないと認めた者

### (事業内容)

第3条 事業の対象となる介護用品は、大人用紙おむつ及び尿取りパットとする。

2 市長は、第5条に規定する受給者に対し、介護用品の購入経費の一部を助成するものとする。

3 市長は、次条の規定による申請書を受理した日の属する月の翌月から支給するものとする。

### (申請の手続き)

第4条 介護用品の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家族介護継続介護用品支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 転入等により敦賀市において市民税課税状況が確認できない者については、住民税課税証明書を取得し申請書に添付するものとする。

（決定及び通知等）

第5条 市長は、前条の規定により申請書を受取り、必要な調査を行い決定したときは、速やかに家族介護継続介護用品支給交付決定（却下）通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、家族介護継続介護用品支給交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、支給券（様式第3号）を交付するものとする。

3 市長は、不正の手段により支給券を交付された者がいるときは、決定を取り消すことができる。

（支給券の交付）

第6条 支給券の交付は、受給者の属する世帯の市民税課税状況が非課税の場合は1箇月3,000円とし、課税の場合は1箇月1,500円とする。ただし、交付決定日が4月1日から6月30日までの間は、前年度の市民税課税状況で交付するものとする。

2 支給券は、1箇月を単位とした使用有効期限を設ける。

3 交付された支給券を破損し、又は紛失したときは、家族介護継続介護用品支給券再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し再交付を受けることができる。ただし、使用した支給券を除いた分とする。

（届出の義務）

第7条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに家族介護継続介護用品支給資格喪失届出書（様式第5号）を市長に届け出て、支給券を返納しなければならない。

（1）受給者が、第2条第1項に該当しなくなったとき。

（2）受給者が、死亡転出等により、被保険者資格を喪失したとき。

（3）受給者が、第2条第3項第2号及び第3号の施設に入所したとき。

（4）受給者が、第2条第3項第4号の生活保護の受給になったとき。

（5）受給者が、第2条第3項第5号の病院等に3ヶ月入院したとき。

2 市長は、前項の届け出がないときは調査し、必要な措置をとることができる。

（譲渡・目的外購入の禁止）

第8条 受給者は、支給券を第三者に譲渡してはならない。

2 受給者は、支給券で第3条の介護用品の購入以外に使用してはならない。

（助成金の返還）

第9条 受給者は、偽りその他不正の手段により支給券を使用した者がいるときは、支給券の全部又は一部の返還を命じることができる。

（取扱店）

第10条 この事業の介護用品取扱店（以下「取扱店」という。）は、家族介護継続介護用品取扱店登録申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定により申請書を受理し、決定したときは家族介護継続介護用品取扱店登録決定通知書（様式第7号）を取扱店に通知するものとする。

3 取扱店は、介護用品の購入代金に替えて使用された支給額の金額の合計額を請求額として、翌月10日までに請求書に使用された支給券を添えて、市長に提出しなければならない。

4 取扱店は、前項に規定された申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに家族介護継続介護用品取扱店登録変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は必要があるときは、取扱店に対し請求内容について調査することができる。

6 市長は、取扱店が不正な行為を行ったことが明らかになったときは、支給額の一部又は全部に相当する額の返還を求めるとともに、その登録取扱店の登録を取り消すものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、敦賀市介護用品支給事業実施要綱の規定により介護用品の支給を受けている者のうち、この要綱第2条に該当する対象者については、第5条の規定による支給交付決定を受けたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行に関する準備行為は、施行期日前に行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行に関する準備行為は、施行期日前に行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行に関する準備行為は、施行期日前に行うことができる。